

農業経営のドイツ古典理論に関する研究[I]

相川, 哲夫
九州大学農学部

<https://doi.org/10.15017/22955>

出版情報：九州大学農学部学藝雑誌. 22 (1), pp.49-65, 1965-10. 九州大学農学部
バージョン：
権利関係：

農業経営のドイツ古典理論に関する研究〔I〕

相川 哲夫

Studien über die deutschen klassischen Theorien
vom Landwirtschaftsbetriebe

Tetsuo Aikawa

序説 研究の視角と問題の設定

農業経営に関する古典理論としては、英国のアサー・ヤングに対して、ドイツではアルブレヒト・ダニエル・テアアそしてヨハン・ハインリッヒ・フォン・チューネンが称されてよいであろう。そして、その際テアアの所論に対する農業経営学の全面的展開としてチューネンが賞揚されるのが常であり、そうしたドイツ古典理論をもつて、農業経営の古典的・近代的体系化として理解されてきたように思われる。¹⁾ 農業経営に関する理論的諸問題の体系的敘述という点では、前者の場合その外見上論旨の複雑多岐にわたる論述のゆえに、後者の特にチューネンに見られる理論的斉一性に欠くことはいえるかも知れないが、しかし最近のヤング研究ではそのほう大な著作を通じて、彼の理論構造の体系的再構成とその近代的意義づけが明らかにされており、そうした過程において逆に後者をもつて農業経営の古典的・近代的体系化として把える場合の、その古典的・近代的ということの意味がふたたび反省され始めてきているように思われる。²⁾

ところで、英国では資本主義化の発展にともなつて、農業もまた資本主義的農企業として営まれるに徙い、ここに資本主義的「農業経営」としての概念が成立するのであるけれども、その際、封建制の廃棄と資本主義農業の順調な形成と発展とによつて、自由にして独立な生産者の生産活動の場としての「農業経営」の合理化という実践的課題に対峙するばあい、個別経

営自身をめぐる歴史的・社会的・経済的諸関係に対する反省はあまり問題とされなくてもよかつたであろう。

これに対して、ドイツにおける農業革命が英国のそれに比べてはぼ一世紀の遅れをもつて十九世紀前半に始まるばあい、ヤングに代表される英国農学のドイツへの輸入に際しては、ドイツの理論家たちによる摂取・同化の仕方に関して、後進資本主義国としての規定性のゆえに、均しく経営の合理化という課題に対しても様々の変容を示すはずであろうこともまた当然とされねばならないであろう。けれども、このことは結果論としてのことであつて、理論と歴史とを直接安易に結びつけることは固くいましめられねばならないので、ここでは内在的に理論そのものとして上の変容を取り上げるものである。

テアアのばあいヤングのいわゆる「収利的農業」profitable farming 論の系譜を引くものであるにもかかわらず、その理論構造が大いに異なるべき契機が、結論的にいえば、基礎認識においてテアアが——すでに岩片磯雄教授によつてご指摘のあるように³⁾——ドイツは資本に乏しい後進国であること、したがつて国内市場も狭いものと把えてのことから生じたことである（ドイツにおける英国流のエンクロジャーの要請）。⁴⁾ そうであるから18世紀後半を通じて徐々に展開せる商業的農業の取るべき具体的指針として輪栽農法を提唱するばあい、まず何よりも新しい労働手続体系と同時に労働の新たな担い手を創出することが課題とならざるを得なかつたのである（賦役廃止と農民解放の要求）。⁵⁾——マルクスは同様なことをロシアの土地所有者の場合について次のようにいつている。

1) エーレポー、橋本序・柏訳、農業経営学の基礎理論。序文、1940。ブリックマン、大槻正男訳、農業経営経済学。1931。訳者序文参照。

2) 岩片磯雄、収利的農業の理論構造。矢島武編、農業経営新説。1954。

同、農業経営規模論におけるヤングとテアア。東畑精一博士記念論文集、経済発展と農業問題。1959。

飯沼二郎、農業成立史の研究。1956。

3) 岩片磯雄、合理的農業の理論構造。農業経済研究、第27巻、3号、1956。

4) Thaer, A.D., Einleitung zur Kenntniss der englischen Landwirtschaft. 1798-1804.

5) Ebenda.

「いわゆる農民解放の結果、今では農奴的強制労働者のかわりに賃金労働者を用いてその農業を営んでいるロシアの土地所有者は、二つのことについて苦情をいう。第1には貨幣資本の缺乏について。……しかしこの点については土地所有者たちは安心してよい。季節が来ればバラも咲く、そして産業資本家は自分の貨幣だけではなく他人の貨幣をも動かすことができるのである。しかしヨリ特徴的なのは第2の苦情である。すなわちたとえ貨幣をもつていても買える労働力を十分な範囲で随意の時期に見出すことができない。それというのはロシアの農村労働者は村落共同体の土地共有のためにまだ完全には自分の生産手段から分離されておらず、したがってまだ言葉の十分な意味における「自由な賃金労働者」ではないからである。⁶⁾——こうしてテアは遅れたドイツ農業のなかでもホルシュタイン、メクレンブルグ地方での可成りに秀れた Schlagwirtschaft, Koppelwirtschaft も、それがいい生産関係を条件にして形成されたものなるがゆえに、新しい「合理的農業」の出発点とはなし得ないというのである。⁷⁾

同じ後進国としてのわが国における経営の合理化が今日強く要求されているとき、世界史的段階は異にするとはいえ、そうしたドイツの古典理論を敢えて取り上げる本源的意義もまたここに存するのである。つまり合理的「農業経営」の把握は、資本主義経済構造の一環としての農業における生産諸関係の究明のうえに立脚する必要である。日本での農業経営の合理化ということの意味について、岩片教授は「つまり西欧型の経営合理化に当つては属性としての框そのものが余り問題とされないのであるからといって、日本の経営を対象とするばあいも同じ態度と方法によるならば、それは属性としての框を借り着した形式論になつてしまう。ところが西欧農業の発達史を省くと、このような框が初めからできていてそれに合わせて合理化を実現したのではなくて、実は合理化に則してこの框がきちんとした型に出来上つてきたのである。……だが均しく合理化と称しても先に述べた框を自ら作り出した合理化と、一応は相似た形式の框の中にありながら、それが実は本質的に違ふものであるために、このような框自身の反省の上に立たされる合理化とは歴史的に異なる意味を持つている。そこでこのような場合を、特に

「近代化」と呼ぶのが相応しい。」といわれている。⁸⁾ この論文でもおよそ以上のことを本源的な問題意識として持つものである。

さて、この研究においては、ドイツ農学がテアの唱導する「合理的農業」rationelle Landwirtschaft 論、チューネンによる「論理的農業」konsequente Landwirtschaft 論としてそれぞれ打ち出されるばあい——これ等の語訳は岩片教授によるものであり両者の農業論の本質を表わす最適訳である——直接にはこの「合理的」、「論理的」ということの意味を構造的に明らかにすることを目的としている。

そのばあい第1にはテアについては直接彼が師事するヤングとの比較が問題であるが、それに関してはすでにこれまでの研究史のうへで、既述のごとくテアの経営理論における意義の積極的評価の側面については明らかにされていると思われるので、ここでは主として英國理論の歪曲化される側面を抽出することによつて、理論構造上の矛盾性を説くことを意図する。けれどもこのことは、第二に彼の理論がドイツ国内で直接に対決せねばならなかつたカメラリズムとの関係において、それに対立しつつも、それによつて制約されるという側面を考えねばならないであろう。しかしこの点は——直接には文献の不足から——今後の課題として残されている。他方そうした歪曲化はドイツの遅れた社会構造のゆがみに制約されるという側面も持つであろうが、この点はここでの課題としない。

このテアには学説史上アダム・ハインリッヒ・ミュラーのいわゆる「孤立的農業」isolierte Landwirtschaft としての批判がまず現われるのであるが、これは別の機会に明らかにしているのでここでは取り上げない。⁹⁾ そこでテアの理論に対してはチューネンが直接対比される。そのばあい両者の対立は、要するに「農業経営」に関する基礎認識の相違に由来するものであつて、後者は与件としての社会経済的諸条件に対する適応の仕方という一面的追求に終止するものである。けれどもテアによるチューネン批判でもいわれているように、そうした限りでもなおかつ理論として矛盾を持たざるを得なかつた。

以上のようなヤングに対するテアと、テアに対するチューネン、これ等の全体系としての相違を結果せしめる直接の原因としては、一つには経営の理論とそれを構成する基礎的諸概念の把握の仕方にかかわる

6) マルクス、資本論。岩波文庫版、第5分冊、56-57頁。

7) Thaer, a. a. O. Neue Aufl. Berlin, 1801. S. 328, S. 373.

8) 岩片磯雄、農業経営学。3頁。1954。

9) 相川哲夫、フリードリッヒ・リスト「農地制度」論の特質。土地制度史学、第14号。1962。

問題であり、他はそうした理論の実証の方法に関してのことである。

後の点に関しては、ヤングのばあいすでに論証されているように、**„立証の方法として survey method と経営設計ならびに経営理論を正しくも鼎立させている“**¹⁰⁾のであるが、これに対してテアの立論の仕方はその性格を異にするものであるように思える。けれどもここでは単に問題の提起にとどまっている。このような視点からテアの**„科学的合理派“**に対する一つの批判と考えてよいであろうヨハン・ネボムク・シュベルツの**„経験的合理派“**の立論との対比においても興味ある問題が残されているように思われる。チューネンのばあいこの点では明らかである。社会経済的諸条件を与件としたうえで、自らのテロー農場の簿記を**„論理的“**に再構成して孤立国へ移植するという静態論的立論である。

それぞれの古典理論間の相違が結果するもう一つの原因としての経営理論とその基礎的諸概念の規定様式に関しては、まずなによりもそれ等の理論が農業をもつて営利的農業として理解するばあい、その際の収益概念がいかに規定されるかということにかかわってくる。テアが合理性の規準として**„持続的最高の収益“**なる命題をまず掲げるばあい、それはしばしばあたかも単なる私経済的課題であるかのごとく理解されたりするが、**„合理的農業“**の問題は、それに対応した社会構造の理解に立脚されねばならなかつた。すなわちテアにとつて彼の理論の全体系として意図するところが、労働と経営の担い手としての主体形成論にあるばあい、そのかぎりにおいて資本とその蓄積の方便いかなる問題が彼の課題でなければならなかつた。

そこで資本とその蓄積を再生産構造として**„持続的に収益が最高であるためには、まずそこでの収益概念を明確にしておく必要があつたのである。こうして、一方では„利潤“と„地代“との関係が取り上げられてくるし、他方では生産のための費用、殊に労賃部分に関して、能率の悪い賦役労働を近代的な新しい労働力に置きかえ、ここに労働を„費用“として認識する。収益概念の検討はそこでの„資本“概念がいかに把握されるかにかかわることであろう。彼のばあい、すでに明らかにされているように¹¹⁾、資本の具体的機能**

形態として、労働手段の体系を機軸に置く**„力学的農業“**観がその基礎をなす。そして**„経営規模論“**および**„輪栽農法論“**として、いわゆる**„生産力論“**が展開されることになるのである。

これに対してチューネンのばあい、その経営理論において労働手段の持つ意味を不当に捨象して、単なる現象間の量的追求にのみ終始する。それゆえ彼にあつては上の意味での**„生産力論“**の缺如することが特徴的である。そして、テアのばあい、本来主体ならびに資本形成論として**„持続的最高の収益“**が問題であつたのに対して、後者では社会経済的諸関係を所与として静態的に把握したうえで、その結果としての一つの収益概念、つまり**„地代“**として問題にされてくるものである。

両者の農業論のクリテリアとしての収益概念をまず問題として取りあげる視点は、およそ以上のとおりである。他の基礎的諸概念も直接には、こうした収益概念の取りあげ方にかかわることとして問題にされる。

上に見る諸古典理論間のそれぞれの相違は、ひつきよう各農業論の全体系として帰結するであろうところの、農業の歴史的発展段階での物質的基礎、そしてそこで成立せる生産力の新しい担い手の相違にかかわることであろう。ヤングの場合はその背景に着々として自らの主体性を確立する farmer が存在していたという事情は、立証の方法をして容易かつ効果あらしめたであろうが、¹²⁾ テアの場合は、これに対して、そうした主体を新しく形成することが問題であり、そのかぎりで資本とその蓄積の構造を明らかにすることが必要であつたのである。チューネンは、既存の社会経済的構造を前提にして、それを静態的に把握するものである。こうして、ドイツの世界史的段階における位置づけと、国民経済における農業の再生産構造としての把握が必要となってくるのであるが、この点今後の課題として残している。

第1篇 テア **„合理的農業“** 論 の特質

第1章 は し が き

農学史上最大の古典的存在としてのテアに関する従来の研究は、概していえば Fraas 等による解釈¹¹⁾

10) 岩片磯雄、経営規模論におけるヤングとテア。前掲。

11) 岩片磯雄、休閒の意義と効果について。大槻正男博士記念論文集、農業経営経済学の研究、1958。

12) 岩片磯雄、経営規模論におけるヤングとテア。前掲。

1) Fraas, C., Geschichte der Landbau- und Forstwissenschaft. München, 1865. S. 232-235.

——いわゆる Experimental-Oekonom として輪裁式大経営の絶対的有利性論としての理解に基づく説が多く、そこでは多くのばあいチューネンの「経営方式の相対的有利性の法則」(ロドベルトス)との対比において理解されている。^(注)チューネンが直接間接テア批判を念頭せることは彼の記述の随所でうかがえるところではあつても、その「孤立国」をもつて単なる経営方式論としてのみ把えるとき、全体としての孤立国の理論構造が見逃される点についてはすでに明らかにしたところである。²⁾同様な意味で、テアについても、単なる急進的農法論としてのみ解されるならば、それはテアの一面的把握と称されねばならない。

(注) 戦後のドイツにおけるテア研究では、例えば次のようにいわれている。「テアはこの点<輪裁式経営の絶対的有利性>できわめて誤解されており、初期の彼の緊密な協力者でありメークリン・アカデミーの教師である Johann Gottlieb Koppe からしてそうである。チューネンもまたテアに反対した。そのこととはある程度まで両者の基本的把握がまったく相異なつたものであつたということから考えられることである。しかしチューネンがその「孤立国」をテアの「輪裁式」に対する意識的反対から書いたものとする証告は理解するに困難であり、この労作の偉大な意義とともにチューネンの高潔な人格を誤解するものと称せらるべきであらう。テアはいつも「孤立国」を自己の論敵と考へなかつた」Kramer, M., Die Bedeutung von Albrecht Thaer für die damalige und die heutige Landwirtschaft. Berichte über Landwirtschaft. Bd. 30, 1952.

もつとも、その意味で Experimental-Oekonom としてのテアについて抽象的な経済学的認識を云々すること自体については一応の疑問はあろう。例えばロツシャーは彼の国民経済学的素養は未熟で、経済学は辛うじて附隨的にのみ現われる、と断じているし、³⁾また今日でもクルト・リッターは彼が当時の風潮に従つてはしばしばスミスを引き合いにだしはするものスミスをまじめに研究しようとはしなかつた、とも述べてはいる。⁴⁾しかし、他方ゴルトツの与える評価では、彼の農法論はその体系的構成においてきわめて論理的

で、彼自らが allgemeine Landwirtschaftslehre をもつて「合理的農業」の精髓と称したことが指摘され、国民経済学のこの部門への関連を強く意識せるものといわれている。⁵⁾この点また最近の M. Kramer や M. v. Frauendorfer 等でも同様な見解をとる。⁶⁾

いずれにしてもテア自体に深く沈潜するとき単なる農学者と解することはできないのであつて、その意味で反テアとして積極的批判を展開するアダム・ミュラー、あるいはまたチューネンとの対比は興味あるところである。けれども両者殊にチューネンとテアに関しては、すでに序説で触れたように、主としては「農業経営」に関する基礎認識の相違という点で、従来明らかにされてきたのであるが、テアにおける経営理論の体系の全体的構造を問題とすると、そこには相違点と同時に、きわめて性格を同じくするところのものを認めないわけにはいかに思われるのである。すなわちテアは「合理的農業」成立のための基礎条件を厳しく吟味することによつて、そうした農業を担うに足る主体を問題としたのであるが、その際の資本とその蓄積の方途を明らかにするばあい、ある意味ではゾルレン論的・演繹論的構造——曖昧な表現であるが、その意味するところは後段にて明らかとなろう——をとるということである。つまりテアは「合理的」農業の姿を正しくも描きだしはしたけれども、そこでは農業経営の「合理化」という構えを取り得なかつたということである。ここではそれを彼の価値=自然価格認識論から統一的に理解して、次に「生産力論」の構造を明らかにしようとしている。本稿の意図する問題意識はその意味での「合理的農業」の構造的特質に迫る一つの試みとすることである。

次に本論では、テアの理解に際して彼の主要著者のあいだに見られる思想の変化について特に留意した。取り上げるのは、以下の著書である。

„Einleitung zur Kenntniss der englischen Landwirtschaft“ 1798-1804. (Neue Aufl. Berlin, 1801 による)

„Grundsätze der rationellen Landwirtschaft“ 1809-1821. (Neue Aufl. Berlin, 1837 による)

„Leitfaden zur allgemeinen landwirthschaftlichen Gewerbslehre“ 1815. (2te unveränderte Aufl.

2) 相川哲夫、チューネンにおける経済諸概念の理解について。農業経済研究、第32巻、第1号。1960。

3) Roscher, Wilhelm, Geschichte der Wissenschaft in Deutschland. München u. Berlin, 1924. S. 699.

4) Ritter, Kurt, Agrarwirtschaft und Agrarpolitik im Kapitalismus. Dresden, 1955. S. 154.

5) Goltz, Theodor Freiherr von der, Geschichte der deutschen Landwirtschaft. Stuttgart u. Berlin, 1903. S. 3-46.

6) Kramer, M., a. a. O. Frauendorfer, M. v., Ideengeschichte der Agrarwirtschaft und Agrarpolitik im Kapitalismus im deutschen Sprachgebiet. Bd. I. Berlin, 1954.

Berlin, 1836. による)

この点は従来わが国ではあまり注意されていないのであるが、例えば Cronbach⁷⁾ や Frauendorfer により、経営規模概念、集約度概念、経営目標の定式化、等々について、主としては前2著(以下 „—入門“、 „—原理“、 „—概論“ と略称)と „—概論“ との相違が指摘されている。けれども、そこでは単にそれ等の論述の違いを指摘するだけにとどまらず、より立ち入ってテーアの思想の展開を跡づけるまでには立ち到っていないように思われるのである。主要著書間の相違を看過することによつてもまた、テーアをもつて例えばカメラリストであるとか⁸⁾ 重農学派であるとか⁹⁾ あるいはまた重農学派から古典学派への過渡的存在である¹⁰⁾ とかの相異なる学史的評価が与えられ、他方ではまたテーアをもつてグーツヘル的、またはユンケル的、あるいはまた農民ブルジョワ的のイデオログと規定されるに至っている。ここで意図する第2の点はそうした論点に対する一つの接近ともなり得るはずであろう。

第2章 合理的農業論の特質

経済学説史上スミス批判のドイツ的変種としての „ローマン学派“ なり „歴史学派“ としての定式化に際して注意すべきは、英国でのスミスがそつくりまたドイツでのスミスでもあるとはいえないということである。例えば Soden や Kraus, „国富論“ の最良の翻訳者といわれた Garve, またはテーアやチューネン等に示されるスミスの理解に関しては実に興味深い点が存在するのであつて、そうした人達と反スミスとしてのアダム・ミュラーなりフリードヒ・リストなりとを相比較するとき、個々の論点での相違は当然のことながらも、理論的発想の形質においてきわめて相似たものを感じざるを得ない。¹⁾ ロッシャーのしばしばいう „スミス理論の Germanisierung“²⁾ を想起

7) Cronbach, E., Das landwirtschaftliche Betriebsproblem in der deutschen Nationalökonomie bis zur Mitte des XIX. Jahrhunderts. Wien, 1907.

8) 金沢夏樹, 農業経営学の基礎理論, 1959.

9) 岩片磯雄, 合理的農業の理論構造, 農業経済研究, 第27巻, 第3号, 1955.

10) Frauendorfer, a. a. O.

1) 相川哲夫, スミス理論の Germanisierung に関する覚書, 農業経済論集, 第13巻, 1962.
相川哲夫, リスト『農地制度』論の特質, 土地制度史学第14号, 1961.

2) Roscher, Wilhelm, Geschichte der Wissenschaft in Deutschland. München u. Berlin, 1924. S. 610.

させる類似ではある。以下こうした点を特にテーアについて論じるが、もちろんそれ等の全貌について論じるはそのところを得ないので、主題にかかわるかぎりにおいて理論のドイツの特質とでもいえる点を主に „価値“=自然価格認識論に視角をかぎつて考察し、それとの関連においてテーアの農業論の立論の仕方について考えてみよう。

テーアはスミスについてゾーデンとクラウスから学んだ。初期の著作では ジュームス・スチュアートの „家父長的重商主義“ (テーア) 理論を批判し、スミスの自由主義経済理論を自らの出発点とする。しかしそこで注意すべきは自然価格概念の理解についてである。彼によれば „スミスの自然価格はひとつのヒポテーゼである、それは完全に恒久不変な状態にある一國の假説的前提に基づいている。そしてこれが存在しないのであるからいかなる自然価格も存在しない“ (Einleitung, Bd. II, 2. Abt., S. 176) といつて、スミスのそうした理論はカント流の経験に基づかざる抽象論議であるときめつける。また „—入門“ 以後では逆にスミスの自然価格論に肯定的であるが、しかしそこでも、例えば社会の初期においては „労働によつて得られうところの価値がいかに認識されるかは der Gewalthabende がそれを持つものであり、それに価格を置く。“ (Grundsätze, Bd. I, §. 138) と説明されているのである。つまり „自然価格“ 概念の理解に際し、否定・肯定いずれの場合にも、現実における需給の運動の絶え間なき動揺の平均的大きさとしてのみ設定されるにすぎない均衡概念として説けるスミスの考えが、ある種の静態論的均衡概念に変質せしめられて理解されていることが知られるのである。

右と同様な視点からゾーデン、クラウス、ガルベ³⁾ 等について検討するとき、いずれもスミスに立脚しながらも、例えばゾーデンが経済学を Staatshaushaltung と認識せるところから知れるように、個別資本の競争を通じて打ち出される平均としての均衡論では

3) Kraus, Christian Jacob, Staatswirtschaft. Nach dessen Tode herausgegeben von Hans von Auerswald. Königsberg, 1811.

Smith, A., Untersuchung über die Natur und die Ursachen des Nationalreichthums, neu übersetzt von Garve. Breslau, 1794.

Garve, Christian, Ueber den Charakter der Bauern und ihr Verhältniss gegen die Gutsherrn und gegen die Regierung. Breslau, 1786.

Soden についてはもつぱら Roscher, W. によつた。

なく、したがって必然的に国家の経済的中立性が否定されねばならなかつた。またのちのチューネンの場合にも“自然”概念は競争を捨象して、“事物の本性”としての“収穫遞減法則”に基づく *naturgemässigkeit* の概念である。

このように見てくるとき、すでに自明となれるようにスミス流の理論とは云つても、ミュラー等とその性格を同じくする（念のため云えばミュラーも当初はスミス学徒として Fichte を批判している）、すなわちミュラーは“スミスは国富を規定するに個人の私的富の總計をもつて称するが、単なる私的生産は当然に保証されてないので富ではあり得ない。それゆゑそれ自らに保証されているところの生産によつてのみ真実の富が生れる。”⁴⁾と云い、まえの場合を“死せる均衡”と云う。それゆゑ彼によれば本来的に生産的労働は為政家と官僚の労働であつた。

こうしてドイツではスミス学派、反スミス学派のいずれの場合も、スミスのなかに流れているいわばザイン的概念が、むしろゾルレン的構造に変質させられていることが理解されてくるのである。周知のようにスミスは——ドイツのスミスとは違つて——“自然率”を説明するに、*good, moderate, reasonable* な率という表現を取って懸け、*common, usual, ordinary* な率とわざわざ言い換えている例⁵⁾からもうかがい知ることができるようゾルレン的、あるいはその意味で静態論的ではない。

以上に見る価値認識論に対応するのが、テアによる農業論の立論の方法である。彼は初め家業としての医術を行つたが、1787年以降ツェレの都市開 *Stadtfeld* のなかに農地を購入し農業を営む。そこで彼は次の“三つの目的”を課すべく意図したと云われている⁶⁾第1に自らの啓蒙のための *Experimental-Wirtschaft*、第2に自らの小農場〔耕地（分散的）110 モルゲン、自然的採草地 18 モルゲン〕で幾十倍にも縮尺した形で一つのモデル經營 *Musterwirtschaft* となること、第3には劣等土壤を資本投下により可能的最高の耕作にもたらすこと。

こうした体験と、書物による英国農業の知識とをを通じて、テアは農業經營を次の三様に規定する

- 4) Müller, A. H., *Die Elemente der Staats-kunst*, Berlin, 1809. 2. Theil, S. 202.
- 5) Smith, A., *Wealth of Nations*, (Modern Library) edited by Canan. p. 97.
- 6) Körte, Wilhelm, *Albrecht Thaer. Sein Leben und Wirken, als Arzt und Landwirth*. Leipzig, 1839. S. 79, S. 81-82.

(*Grundsätze*, §4-13).

1. 慣行的、機械的 *handwerksmässig, mechanisch*.
2. 技術的 *kunstmässig*.
3. 科学的、合理的 *wissenschaftlich, rationell*.

すなわち、第1の種類は慣行的に在米農法に従うものであり、第2は理論の実践ではあるがそれは単なる諸規則 *Regeln* の遵守にすぎない、しかし第3の農業は特定の個々の条件のもとで、可能的最善の方法を案出するための法則 *Gesetz* を与えるものである。かくて自らの意図する農業はこの方法であり、これこそ普遍妥当的農業と考えるのである。

テアのこうした方法は、当時の啓蒙哲学的観念論に基づく唯理論的絶対主義の側面を持つ点については従来指摘されてきたが、その際彼の抽象理念的構成に対する批判としてチューネンの“相對論”が喚起されねばならなかつた、といわれている。しかし相對論といわれるチューネンの立論に立ち入るならば、彼が自らのテロー農場をもつて孤立国の全構成の基礎的大前提として出発し、その際のテロー農場はしかし現実のそれとは異なつて、孤立国に移殖されたものとして、ある極限的、ゾルレン的狀態に固定されたところの農場であることが注意されねばならない。つまり、こうしてみると両者の方法論的類似性は明白であつて、両者の思考方法は相共通するものとされねばならない。同様なことはミュラーの云う“孤立的農業”論についてもいえる。彼の場合個別經營の自由な競争はすべて捨象され、問題は単に政治的、社会的側面としてのみ把握されており、その意味でゾルレン的農業論の最たるものといひ得るであろう。

右に見るテアの“合理的農業”、またチューネンの“論理的農業”論に対して、まったく対照的な相違を示しているのは、シュベルツの特徴的な方法論である。彼はその“ベルギー農業論”をテアの次のような言葉の引用によつて始めている。“…農業の技術と經營は——とテアはその *Plane ökonomischer Topographien* のなかで云つている——そもそもまったく新しい発見や試みによつて完成されるよりは、むしろすでに一定の地方に起り観定され、そして定評あるところのすべてのそうしたものの完全なる知識によつて完成される”と。⁷⁾ 彼はこの見地からベルギー各地を旅行するが、その仕方では注意すべきは、ヤングとは違つて、まずもつとも先進的地域を選択し、そこに

- 7) Schwerz, Johann Nepomuk, *Anleitung zur Kenntniss der belgischen Landwirtschaft*, Halle, 1807. Bd. I, S. 11.

長期間滞在して農場を自らの足で訪ね、そうして土地の人達の他国者に対する当然の不信感を克服した、と云われている。⁸⁾

上の引例はテア自身の言葉であるとはいえ、それは彼の厳密に合理的農業の体系化に沿うかぎりでは取り入れられなかつたのに反して、シュベルツの場合、すでに存在せるもの、地域により条件づけられた諸対象の大量観察をもつて自らの農業論の機軸としているのである。そうした彼の方法は、いわば唯理主義の抽象理念的構成に対する経験に基づく農業の実務家の側からの批判と解され得るであろう。すでにフランスはいみじくもテアに対してシュベルツを「経験的合理派の父」⁹⁾ Vater der Empirisch-Rationellen と称した。

要するにシュベルツをテアに対比するとき、後者のゾルレンの理論構造は明らかであつて、そしてそのような理論が現実における実践として取り上げられるときその理論的弱点を露呈し、また誤謬が現実の運動のまゝに暴露されなければならないであろう。すなわち以下においてわれわれが意図するところである。

第3章 合理性の規準

テアはその「合理的農業の原理」を敘述し始めるにあつて冒頭次のように定立する。「農業は一つの産業であり植物体ならびに動物体の生産（しばしばさらに加工することも）によつて Gewinn を打ちだし、あるいは貨幣を獲得する目的を有する。……合理的農業論はそれゆゑいかにしてすべての諸関係のもとで可能的最高の reiner Gewinn をこの経営から引き出され得るであろうかを示さねばならない」（Grundsätze, § 1, § 3）。

合理的農業の最高命題としての Gewinn あるいは reiner Gewinn が、それが単なる私経済的命題とは解されないことは従来明らかにされてきた。けれどもその際常に問題となるのはその概念規定に関してのことである。例えば、岩片磯雄教授の見解では、「テアは合理性の規準は粗収益ではなく純収益であること

を強調しその意味で旧来のカメラリズムを批判する。……そして彼が純収益というのは実は重農学派の「純生産」を意味していることをまず注意しなくてはならない。そして純生産が特に農業部門において期待されるとするのはこれも重農思想を継承して農業労働の生産力が特に高いとする認識に立つてのことである。」と云われ、利潤と地代を一応は区別しながらも reiner Ertrag, reinr Gewinn, Gewinn が等しく純収益の意味に用いられ、そのなかには地代 Landrente, Rente と利潤 Gewinn des Gewerbes を含むものであり、その意味での「純生産」のなかでもなお主導的なのは地代と解釈されることにより、ヤング流に云えば gentleman 的地主大経営を合理的主体となすものと結論づけられている。¹⁾ 金沢夏樹教授もほぼ同意見であり、テアの収益概念は生産手段の個人的所有関係に基づく人的分配概念ではなく、土地が生み出すものであると解されている。²⁾ また、フラウエンドルフェル教授によれば、「——原理」では Gewinn と規定するにかかわらず、「——概論」では表現として Einkommen を選んだりしているが、それは当時の合理主義に対する反動思想がテアにも影響せずにはいなかったことを示す、という見解を述べている。³⁾

ところでテアはその著作を通じて、表現としては合理的農業の収益範疇を明確に Gewinn, reiner Gewinn に置くことを確認しておこう。たとえ「——概論」での曖昧な^(*)表現があるにしてもそうとみてよい。問題なのは reiner Ertrage 概念との関係である。

(注) 「農業も一つの産業であるのでその最終目的にあらゆる他の産業のそれ——ein Einkommen をそこから獲得する目的を有する。農業の科学はそれゆゑその経営から可能的最高の Erwerb を理想として最高原則として樹立し展開させねばならない——そのことによりあらゆる特殊な諸関係、諸事情のもとでも最高可能的 Gewinn を達成し得るように。」(Leitfaden, § 5)

まず彼は、直接には農場評価の方法をめぐつて英国の借地制農業と対比しながら、ドイツでの農場評価法——農場の reiner Ertrag をもつて農場価値ととする方法を反省して、所有者自身の自営の場合も所有者として所有者が有する収入 Pachtgeld, Pachtzins

8) Frauendorfer, a. a. O. S. 229.

9) Fraas, a. a. O. S. 261. なおテアはヤングのいう「Experimental Agriculture」が小農場で試みられたものなるがゆゑに、大農場での適用は可能ではない、という一部の非難を取り上げているが、大・小農場いずれにも適用可能を云うのみで、ヤングの試みが彼の広い観察とサーベイを基礎にしたうえのことであることに何ら注意しないのである。(Einleitung, Bd. II, 2. Abt., S. 259-261)

1) 岩片磯雄, 合理的農業の理論構造, 前掲。

2) 金沢夏樹, 農業経営学の基礎理論, 1959, 第4章。

3) Frauendorfer, a. a. O. S. 216.

を費用として看し、経営からの収入 *reiner Wirthschaft-Ertrag* と区別することを強調する。そして前者を *der eigentliche Werth des Grund und Bodens; oder nach dem, was die französischen Oekonomen produit net (der reine Ertrag) nannten*. 後者を *der Ertrag des landwirthschaftlichen Gewerbes richtet sich, unabhängig von Grund und Boden, nach dem Kapitale, und nach der Geschicklichkeit. あるいは Gewinn des Gewerbes, oder Wirthschaftsgewinn.* と規定する。煩雑になるため一つ一つの論拠は省略するが、右の説明のかぎりでも自明のように *Gewinn* の内容は明確に利潤範疇である。また当時における *Gewinn* の一般的用法が、第2篇で触れているように重農学派の“純生産”概念に対立するところの、不埒的階級と云われた商工業者の生産する剰余価値部分に対して用いられた概念でもあつた事情を顧みるとき、なおさらそうである。こうして例えば“国富論”の独訳者ガルベやミュラーは *profit* の訳語に *Gewinn* を当てている。

ところで右の説明でも分るように、*reiner Ertrag* をもつて、ある場合は *produit net* の独訳として地代=小作料を⁶⁾ 他の場合は地代プラス利潤をもつて内容とされていることを知る——利潤を云うときテアは *reiner Wirthschaft-Ertrag* と云つて区別している。そしてこのことが彼の収益概念の把握をめぐる紛きゆうの差し当たつての原因をなしている（もちろん問題は全体としての理論構造の理解にかかわることではあるが）。

テアが理論的表現としては *Gewinn* を主張しながらも、現実における農場の収支計算の際には *reiner Ertrag* をもつてしている点に従来の諸家の見解はその基礎を置くものようである。“——原理”の“経営方式相互の関係”と題せる小節での計算例がその例として挙げられよう。各種経営方式について、粗収益マイナス経営費が *reiner Ertrag* として求められている。経営費の内容には、*Gewinn* はもちろんだがインベントリーム・建物等の費用が含まれていないことに注意するべきである。つまりこれは諸経営方式間の

6) 念のため云えば重農学派の純生産に本来的利潤部分が含まれているとは解されない。彼らの考えでは利潤はそもそも存在しないのであつて、それは土地所有者によつて支払われる一種の高い労賃と考えられているのである。（マルクス、剰余価値学説史、長谷部訳、1957、第1巻、49頁以下参照）。なおテアは地代範疇を取つて“小作料”と考へる。

収益の相互比較を行うに際してテアは次のことを前提しているからである。① 同一面積、② 一定土壌、③ 土壌の同一 *Reichtum*、④ 諸作業の適期性、入念度一定、⑤ 同一資本。したがつて諸関係の比較の際には敢えて *Gewinn* あるいは維持費を取り出して比較する必要はないからである。⁽⁷⁾ (*Grundsätze*, §395),

(注) 同様なことはテアが経済的土地区分を行うに際して次のことを前提し、そしてその区分を *Reinertrag* をもつてする意味について次のように云う。“すべての *Industrie*⁷⁾ なくしては土地はなんらの収益も与えない、それゆえまたなんらの価値も持ちえぬであろう。労働、資本、知力の一定量は必然的に前提されねばならない。これをわれわれは土地の諸関係により一定として同一として仮定せねばならない。生産はそれが直接に *Industrie* のこの既知量のもとの諸経験の結果によつて生ずるように計算され、これの控除後土地価値を確定する。……*Industrie* のこの量はただ地方普通の一般的なもののみ——しかしこの観点で完璧な耕作として確定計算される。……地方普通の耕作の *Reinertrag* は土地の純価値 [*Bodenrente*] の絶対的尺度として同等と看されることはできないが——なぜなら後者は別の耕作では労賃、公正な *Verlagsprofit*、ヨリ高度の知力の賃金の控除後、ヨリ高い収益を与え得るからだ——それはなお相対的尺度としては十分である。なぜならただ相異なる土壌種類の比較的価値のみが問題であり、そしてあらゆる土壌種類の *Reinertrag* は *Industrie* 諸要素の比例的なヨリ多くの投下によつて正比例して増加されるであろうからだ。”（太字原文）(*Thaer, Versuch einer Ausmittlung des Reinertrages*, §4, §5)

次にテアが *Gewinn* と同時にしばしば *reiner Gewinn* とも云うとき、それはどう理解されるものであろうか。彼によれば資本は“土地=材料資本”（建物等をも含む）、“固定資本”（インベントリームのみ）、“流動=経営資本”の三つの範疇に区別され、前二者がただ間接にのみ一つの収入=利子を与えるにすぎないと認識されるのに対して、後者こそは“営業から本来的に利益を生ぜしめるところのもの”、“この経営資本は全経営の原動力であり、これによつて労働が条件づけられる”と云い、“前二者の利子はそれゆえ経営の収益から控除されねばならない。そしてあとに残るものが *der reine Erwerb der Wirthschaftsführung* であり、それは投下された経営資本から生じそれと比例する。”(*Grundsätze*, §51, §52, u. s. w.).

7) この *Industrie* なる概念は労働、資本、経営者知力、の三者の複合概念である。70頁参照。

つまり „流動＝経営資本“——その主内容は 労賃部分である——に対して計上される**本来的利潤部分**をもつて意味されているのである。彼は土地資本に4%、固定資本に6%、„経営資本“に12%を計上している。なおここで注意すべきは、テア自身指摘するように、英国では „経営資本“ Betriebskapital に固定資本をも含めて称するのに対して、彼は敢えて後者を除き流動資本をもつて経営資本と呼ぶ点である。これは次章で検討しよう。

第4章 „土地資本“の概念

そもそもテアが**土地**をどう概念したかについては、単に学史上の位置づけの意味においてのみならず、彼の農学理論説明のうえでの鍵を提供する。けれどもいわずに „土地資本“の規定の仕方が „—原理“ (および „—試論“¹⁾) とその後の „—概論“ とでは顕著な相違が見られるのであつて、一概に把えることを許さない。この点でうちにテアの誤解をまねく主要な原因の一つとなつていことは否み難いところである。そして、**土地**の概念規定における修正は、自らの経済的土地区分論および経営規模論における全面的修正を促している。

まず „—原理“では、資本 Kapital を通常用語での Vermögen²⁾ と称されるもので理解することにより、過去労働の対象物のみならず „土地“をも資本と看す。その際土地とは、それゆえ „農場“ Landgut として、自然そのものとしての土地と、厳密な意味での資本すなわち Meriorationskapital を内容とする。その理由は、さしあたつては第1に自然または労働への分け前の確定困難なこと、第2に土地が市民社会では交換価値を有することの二つが挙げられる。けれども „土地“が土地資本に内容される十分なる理由は、労働とともに自然としての土地もまた価値を生むがゆえのことである。すなわち „労働はすべての財貨の源泉である。一つの事物に投下された労働の量と質によりその価値または自然価格が決定される。“ それにもかかわらず „その際どの程度に土地は分け前を有するか——あらゆる労働といえどもそれが加えられる材料を必要とする。この材料を自然は農業労働に土地のなかに与えている。……それゆえ最近の経済原論にお

いて、国民のすべての Vermögen と収入が唯一無二に労働から演繹されていることは必ずしも全部が無条件的に正当ではない。土地はそこで可成りの分け前を有する。しかし他の面では土地をもつて収入の唯一の源泉と看す人々が可成りに達している。“ (Grundsätze, Bd. I, § 135-137) われわれは、ここで彼が重農学派を批判しながらも古典学派の見解とのあいだを動揺していることを感じる (この概念は社会における土地所有＝地主階級の意義を認めるものでないこと次章で述べよう)³⁾

(注) 彼はこの資本に関する章を書き終えたのち、クラウスの „Staatswirtschaft“ に按して全面的な意欲を示している。„資本“なる用語について、のちにロッシャーがクラウスについて述べているように、彼による „Kapital なる言葉の Verlag によるドイツ語化は、もつとも通訳と看され得る“ (Roscher, W., a. a. O. S. 610) と云われた。テアもクラウスの Verlag または Vermögen なる用語法に従つていするため、以下その概念規定を述べておく。„一國の Verlag はすなわち國家社会に属する個人々のすべての所有の精髓にして、そもそも人間労働の結果つまり人間により獲得・製造・蒐集・調達されたものであり、原自然フオンド——すべての人間労働とは別にそのままの自然の単なる成果として土地に見出せるもの、同様に ^{ラント} 原土地をもその上部、内部またはその水分中におのずから存在しているすべてのものとともにそうしたものと理解する——と区別すべきである。自然フオンドはそれが所有であるかぎり Vermögen ではあるがしかし Verlag に数えるべきではない。“ (Bd. I, S. 7)³⁾ „あらゆる人間——しかし単に手から口に生きてい

2) スミスが時折重農学派の見解に逆戻りしているからといって、彼を重農学派とよばないように、テアの場合もこの点を取上あげて重農学派ということではできない。事実工業も農業と同様に生産的であり、一方に片することの危険を説いているのである。彼は云つている、„……この側面からみれば、農業は英國の國富の第一の幹であるとも主張しうるかもしれない。けれどもわれわれは製造工業貿易の海軍にそれらの価値をけつして否定するつもりはない。農業と製造工業はただ手に手をとつてのみヨリ確實に前進するものである。それらは国家により同等の注意が払われ、同等な高さで力とに相互に維持されねばならない。工業と農業とのいずれか有利なるかに関する論議はくだらぬものである、しかるに今日でも實際家、理論家の間でしばしば行われている“ (Einleitung, 2. Abt., S. 160-2), なお Leitfaden, § 58, § 59 参照。

3) Kraus, Christian Jakob, a, a, O.

1) Thaer, Versuch einer Ausmittlung des Reinertrages der produktiven Grundstücke mit Rücksicht auf Boden, Lage und Oertlichkeit nebst dem Entwurf einer Gemeinheitsheilungs-Verordnung für die Preussischen Staaten, Neu unveränderte Aufl, Berlin, 1833.

る、つまりただ単に自分の労働から収入を引き出し数日また数週間分の自分の維持のため十分であるより以上は何ら所有しないような人間ではないところの人間——の Verlag は、二つの部分に分れる。第一は直接欲望の充足に役立つものであり消費貯財と称され得るもの、他は労働により一つの収入を生むべきものであり Kapital と称される。(Bd. III, S. 11)

しかるに „—概論“ では、右の土地に幾らかの神通力を見る考えから、利潤からの単なる控除分としての地代の認識に変化しており、Agrikultur-System と Manufaktur- und Merkantil-System との論争は今日十分に片付いたと看し得る、と云う。

„§ 82. 自然価格。これはあらゆる生産の四つの成分、原料(土地の原生産での)、労働、資本金利潤、および知能または技術を支払わねばならないものである。”

„§ 84. さて若干の者はこのことは工業生産物には十分であろうが、しかし農業生産物……には当てはまらないと考えている。なぜならこの場合には土地が最大の分け前を有し、そして農業はただ労働のみが辛うじて支払われるときは継続するであろうからだ。特に土地が一つの地代を生み出すということはけつして必然的ではないであろう。”

„§ 85. もちろん農業は価格が特続的に土地が何らの地代をもはやもたらさないような低い地点に到達するような場合でもただちには全部中止されないであろう。でもすべての市民的諸関係と國家の混乱がそこからただちに結果するかも知れない——でも人は驚かない!”

„§ 86. 土地の地代が脱落することができるという主張は、また市民社会のすべての諸関係に悖らぬのであつて、そうした不条理に見えることはすでに事物の性質からきていたのである。”

かくて、テアは以下差額地代論を展開するのである。

以上に見る変化はなぜに生じたのであろうか。われわれはその解決を彼のフムス理論の経済学的把握による „土地資本“ 概念の深化に求め得るように思う。⁴⁾ 彼によれば、あらゆる産業はその要素として、① 勞

働、② 資本、③ 原料、④ 知能、を持つものとまず把握する。そして „農業において原料は土地または本来的にはそれ自身に存する Triebkraft (Urproductivstoff) である。” (Leitfaden, § 8) 土地をもつて原料と見る考えはのちにドイツの伝統的理解となるけれども、⁵⁾ 問題はこの原料を何と解するかである。

まず初めに注意すべきは、産業要因として資本等々と並列して原料を挙げ、自然価格の構成要素の一つとして、資本——利潤、労働——労賃に対して原料価値が支払われるべきであるとする点である。すでに触れたように流動=経営資本は本来的に収益をもたらすべきであり、固定資本(インベントリウム)は間接的に収益を生み出すが、これに対してテアは „第3の資本“ 範疇として材料資本 Material Kapital を区別しなければならないという。それは何等収益を生み出すものではなく単に加工されるだけであるからである。したがって厳密には材料資本ではなく材料資本であると解され、資本——利潤に対し材料—材料価値のみ価格から支払われる。

さて、この材料資本は農業では „土地資本“ Grundkapital と云われるが、テアが „土地資本“ と称するばあい、技術的には土地自身に存する „原生産的素材“ を意味し、他方経済学的には土地そのものと、それと厳密に区別さるべき Meritorationskapital とを意味される (Leitfaden, § 64, § 65)。後者はフムスにおいて集中的に表現されるものであるが、注意すべきはいわゆるその土地改良資本の肥瘠である。„建物等は固定資本に本来的には属するにもかかわらずなお農業の経営に必要なもの、まづたく一般には土地資本に数えられる。なぜならそれは土地のうでで不動であり、この関係を除いてはより少くあるいはまづたくいかなる価値も持たないであろうからである。” (Leitfaden, § 69) とされ、建物等は本来的には固定資本として資本の法則に従うものであるが、しかしそれが土地のうでで不動であり、この関係を除いてはいかなる価値も有し得ないという理由により、固定資本、流動=経営資本に並列して、第3の資本範疇としての材料=土地資本に属し地代法則に従うものと考えられている。⁶⁾

またフムスについては、たとえ自然が様々な植物栄

4) „—原理“ の章節の構成は、① 主体 ② 資本 ③ 農場 ④ 労働であり、土地に関する本来的章節を缺く。しかし „—概論“ では、① 労働 ② 資本 ③ 生産物価格 ④ 土地 ⑤ 農場の順序であり、この配列にテアの土地概念が明白であろう。

5) ロドベルトス、プレントナー等の地代論における土地の把握を想起せよ。なお、第2篇、第4章参照。

6) この点がチューネンの批判するところである、第2篇第5章参照。

養物質を提供しているにしても本来の養物質はフムスであるとする。つまり自然そのものは何ら *Fruchtbarkeit, Reichtum, Kraft des Bodens* (これはフムス量と正比例関係にある), を持たないという認識である。彼はまた人為的 *Dünger* ともフムスを区別するのであつて、その意味でフムスは一つの实体概念であるよりはむしろ状態概念として *Produktionsfähigkeit* として扱われているところにその本質がある。„それゆえフムスの量から必ずしも直接に土地の *Fruchtbarkeit* または *Triebkraft* を結論しえないのであり、その性質と溶解度とを顧慮せねばならない。植物に移行可能な状態にあるのは常にこの材料の一部のみである。それがより多いかより僅少なるかはその他の土壌成分、その位置、環境とその耕耘に依存する。” (*Leitfaden, § 179*). すなわちここで初めて土地自体の意義が出てくる。同一労働に対する不等の結果という農業生産特有の性質である。⁷⁾

最後に経済的土地区分について。土地の経済的意義の上に見る修正に区分論もただちに対応する。„—原理“, „—試論“では重農学派的見解の残滓のゆえに、区分のクリテリアを自然的土壌性質に置くが、しかし „—概論“ではそれを反省して次のようにいう。„私自身土地の化学、物理的区分を述べていたようである。これはそれ自体としては可能であり多くの観点で合目的である。しかしそれは必ずしも完全に土地の *Ertragsfähigkeit* の観点での区分と一致しえない。たとえこれがその物理的性質に単に依存しているにしても、それはなお多くの要因の共働また往々にして反対作用の結果でもある。”⁽⁸⁾ (*Leitfaden, § 108*)

(注) テーアの弟子のコッペはこの点で次のように云っている。„耕地の経済的区分は一つの同等な純収益をもたらすところのすべての耕地のグルーピングを意図する。これはここにおいて尺度基準であつて、もはや土壌の物理的諸関係ではない。後者は純収益に関して同一グループに属する土壌種類を特徴づけるメルクマルとしてのみ役立つにすぎない。”⁸⁾

なおテーアの経済的土地区分論自体には深くは立ち入らないが、次の点は特に注意するべきである。テーアにかぎらず当時の農学者のしばしば言及する一つの

注目すべき経験的事実として、„人が正当に計算するばあい平均において優良地は常に劣等地よりより廉価に購入される——大抵の者が面積の拡大にきわめて大きな価値を置いているが。” (*Grundsätze, § 76*) といひ、優良地の相対的廉さにふれる。そこで経済的土地区分の必要性に関しては、„個々の地片または小面積が次々に購入、あるいは借地により頻繁に移行することにより、この商品の市場価格と一般的な正確な知識が形成されている国々では、人は土地の良さをその借地料からただちに述べる。イングランドがそうである、……土地のそうした経験的知識の普及している所では何らの区分も必要ではない……わが国では従来農場の不可分性のもとではそれは形成されえなかつた。” (*Leitfaden, § 110*). 経済的土地区分が英国ではなくドイツで始り、今日アメリカ(特に家族農業地域諸州)で行われている事実を考えると、右のテーアの見解は十分の検討を要するところではあろう。

第5章 合理的農業の主体

以上から論理的に帰結される場所は、ミュラー等の封建的反動に対して新興のブルジョワ的理論であるということであろう。けれどもテーアの階級の本質についてしばしば異なつた評価が与えられている。すでにロッシャーは *Rittergutsbesitzer* の立場と解したが、わが国でも岩片磯雄教授は、テーアが一見資本家の秩序を説けるごとくではあるが、それは絶対主義国家のもとでの地主的な商業的農業の展開を示すものとして、ミュラーとの対立も本質的な対立とはいひえないと把握されている。⁹⁾ 他方ではリッターはテーアをもつて資本家的 *Landwirte* の代弁者と稱している。⁹⁾

テーア自らの敘述に従つてみよう。彼は *Gutsherr* の実情について „資本財産と土地財産はなかならず *Gutsherr* の國家に対する特殊な諸関係と義務の下では減多に両立しなかつた。” と認識したうえで、*Gutsherr* の農業観⁹⁾ を批判して次のようにいう。 „自分

1) Roscher, a. a. O. S. 698.

2) 岩片磯雄, 合理的農業の理論構造, 前掲.

3) Ritter, K., *Agrarwirtschaft und Agrarpolitik in Kapitalismus*. Bd. I. Berlin, 1956. S. 154.

4) Kraus, Chr. Jacob, a. a. O. Bd. V, S. 8-13. Herzog Friedrich zu Schleswig-Holstein-Beck: *Ueber die Wechselwirthschaft und deren Verbindung mit der Stallfütterung des Nuts- und Arbeitsviehes*. 2. Aufl., Leipzig, 1814. S. 225-241.

Müller, A. H., a. a. O., 18. -25. Vorlesung.

7) 詳細は第2篇第4章参照.

8) Koppe, Johann Gottlieb, *Unterricht im Ackerbau und in der Viehzucht. Anleitung zu einem vorteilhaften Betriebe der Landwirthschaft*, 10te Aufl., Berlin, 1873. S. 108.

の農場を自ら経営することが *Gutsbesitzer* の義務であるとする考えは、封建制の厳密な概念のうえでのみ基礎づけられうるのであつて、今日ではヨーロッパのいかなる国においてもけつして見出すことはできない。それは商業的時代精神を排除するものである。⁴⁾ けれども世襲農場の所有者にして経営のための知識と資本を十分に有する者あれば、それはもちろん農業経営への強力な誘因ではあろう。しかし現実の大土地所有者たる *Gutsherr* にして、大資本をも有する者きわめて稀なる実情からして——「われわれはここにおいて *Landwirte* を純粋にその営業において、そしてすべての副次的把握から切り離して考察するのであるから、われわれは偶然性に関して注意を払うことはできない。(太字相川 *Leitfaden*, § 56. *Grundsätze*, Bd. I, § 58)。

こうしてテーアは合理的農業の主体をまず *Landwirte* として把え *Gutsherr* を否定するが、それはただ単に現実の *Gutsherr* が十分な資本を有しないという節制的認識のみではない。本来「資本」はその再生産においてその運動においてのみ把えられるものであろう。その意味でテーアが「節約」なる徳目を——彼は「節約の法則」といつて強調する——*Gutsherr* に否定するとき、合理的農業の担い手としての適格性はまったく拒絶されたものと考えてよいであろう。すなわち「*Gutsbesitzer* はこのこと〔節約によつて新しい資本がえられること〕をきわめて往々にして忘れていた。したがつて彼らが完全な経営方式に移行することにより、たちまち滅亡するか大損失を被るということは稀ではない。このことは前世紀の中頃メクレンブルグに穀草式経営が導入されたとき往々にして起つたことであつた。」

では、どのような階級に担い手としての歴史的意義を見るのであろうか。彼は「——原理」の基礎篇で、知能、資本、農場を論じたあと、引き続き借地論を展開するが、そこでは土地購入資本が何ら生産的資本でないという認識から、「それゆゑ土地所有者が土地所有者にとどまり地代のみを引き出し、経営者は借地農業者であるにすぎぬ場合が、きわめてヨリ良いのである。」として借地制をすすめる。そして *Pächter* のなかでも特に *Erbpächter* に多くの利点を求めて次のように結んでいる。「永小作の諸利点はきわめて明瞭であつて、この制度が勘定高い今日にあつては、ただちに一般化するであろうことはなんら疑いのないところである。これは疑いもなく全般的福祉と農業のヨリ高度の経営が基礎づけられうるもつとも確実な基礎で

ある。」(太字相川 *Grundsätze*, Bd. I, § 131.)

彼がなぜに借地形態のなかでも *Erbpächter* にかぎつたかは、あとで取り上げることにして、ここではさしあたり次の点に注目しよう。それは、右の敘述は単に論理の展開としてのみならず、*Pächter* なり *Erbpächter* として打ち出されうるその現実的基礎に関してである。(もちろん学史的接近には限界があり歴史学の実証をまたねばならないが一つの展望として触れてみよう)。テーアを生んだハノーバー領の低ザクセン地方は、東部の *Gutsherrn*、西部の *Parzellenbauern* に対比して、特に *Grossbauern*、*Mittelbauern* と称される農民的な大経営の多いことで特徴的な地方で、それは多かれ少かれ賃労働に基づく大規模経営を営む富裕な *Landwirte* であつた。マルクス、エンゲルスによれば、この階層について、「一方において納税義務のない封建的 *Grundherr* と、他方における *Kleinbauer* と農村労働者との中間に立つこの階級にとつては、容易に理解される理由から反封建的都市ブルジョアジーとの同盟はもつとも自然な政治であつた⁵⁾ とさえ述べているのである。

さらに問題は単に地域間の相違としてのみならず、一口に *Gutsherrn* 的農業地域と解される地方でも、例えばプロシア等で、貴族と農民との中間層としての *Köllmerstand* に関して、それが賃労働に基づき集約的な大経営を営み、そして「この身分からしばしば侯爵の *Domainen* と貴族の農場とのもつとも有能なる *Pächter* が現われている⁶⁾ として、多大の注意が当時の農書において払われていることを知る時、われわれはいわゆる「プロシヤ型の道」をヨリ一層深めて理解することになるであろう。

ところで、テーアが借地制を説くばあい、定期小作によるより、むしろ永小作こそが、合理的借地形態であるものとする。農場の改良は所有者の喜びとなり、金庫の充潤は *Pächter* の喜びとなる。農場は所有者の愛する妻であるが *Pächter* の妾妻であつて、

5) マルクス、エンゲルス、革命及び反革命、フランスおよびドイツにおける農民問題。改造社版全集、第5巻、1928、238頁、第13巻 1929、490-1頁参照。なお、スカーズキン「いわゆる「再版農奴制」の基本的諸問題」(土地制度史学、第13号、1961)でも、例えば「低ザクセンの諸地方では輸出むけ穀物生産のイニシアティブは、ますます大きな富農経営を次第につくつた富裕な農民の手ににぎられていた」と云われている。

6) Friedrich zu Schlesswig-Holstein-Beck, a. a. O. S. 220, S. 251-2. Kraus, Chr. Jacob, a. a. O. Bd. V, S. 13 参照。

彼は再び彼女から別れるものである” (Grundsätze, Bd. I, §120).

つまり定期小作による経営が不可避免的に地力取奪的であるとする理由からである。けれども „永小作は所有的なものであり、その所持者にはきわめて自由にして確実な利用を保証すること完全な所有のごとくである。しかし地主には正当な諸条件のもとで、確実な何らの危険にもさらされずけつして縮少することのない地代を与える。” (太字相川 Grundsätze, Bd. I, § 127)

こうした論議は一見正しいようにも見えよう。しかし借地期間の理解に際して、その歴史的現実から抽象してただ単に長ければ長いほど良いと解されている点、それはあまりに観念論的といわねば、テア理論のゾルレン的性格を如実に示している。われわれはこの点で、例えばスミスによる借地期間の認識では、地主の地代を高めるための期間短縮への衝動が、地代を高めるためには借地期間を延長せざるを得ないという矛盾の運動において把握されていることをすでに知っている。⁷⁾ 地主はテアのいうように永小作による „確実な何らの危険にもさらされずけつして縮少することのない” 地代で満足するものではない。また、永小作の利点がいかに明白であろうとも、だからといって彼がいうように、それが一般化し農業のヨリ高度の経営と富の基礎となるものでもないであろう。

元来永小作なる形態は旧い封建的借地形態であつて、それゆえテアが一方ではその利益を唱えながらも、彼自身認めるように、現実における *Erbpächter* については „缺陷多きやり方は手柄を駄目にしている” として、むしろ生産力の低い段階に固定して低い地代しか給付できないという、同様なことをハンセンもまた „シュレスウィヒとホルシュタインにおいて、定期小作は永小作よりもすぐれていることが、さらにすこぶる負担の重い定期小作さえ条件の良く負担の軽い永小作よりもすぐれていることが確証された。”⁸⁾ と観察しているのである。

最後にテアの主体性論で特徴的なことは、借地期間についての思考方法と同様な意味において、経営主体の能力についての認識である。この点すでに岩片磯雄教授のご指摘のところでもあるが、ヤング流の考えでは本来資本の蓄積に伴なつてその過程のなかで主体の能力も漸次形成されるものと解されているのに対して、テアの場合は、まずそれを国家による教育機関に

おける養成に求め、それを前提して合理的農業論を出発させている。経営能力と資本との関係の論理関係の不十分さについては、テア自身感じていたに違いないことは、 „——原理” と „——概論” とでの主体論の位置づけの相違に示されている。前者では ① 主体、② 資本、③ 農場、④ 労働の序列が、後者では ① 労働、② 資本、③ 土地、④ 主体、なる配列に変えられていることに示されている。

第6章 経営規模論

テアの規模論に関する従来の見解は必ずしも一致せるものではなく、主としては次の三つの見解が行われてきた。そしてそれ等のいずれもがテアの規模論を局部的に把えるのみで、彼の全理論体系との関連において見ようとなしな皮相の見解と称されるべきであるように思われる。まずゴルトによれば、テアは輪栽方式優越の „絶対的” 強調と相まつて、大経営の一面的規模論を展開したといわれている。¹⁾ これに対しクロンバッハは、彼の著述に忠実であるかぎり „——入門” における大経営論は „——原理” では——ヤングおよびシュベルツの場合と同様に——小経営の優越に変化せるものと考え、この点戦後のフラウエンドルフの研究も同じである。²⁾ 同じ戦後のクラームの論文³⁾ は、しかしテアの適正規模論におけるそうした修正は *Entweder-oder* 的ではなく *Sowohl-als-auch* として理解すべきことを主張し、そしてテアのこうした修正は、彼のシュタイン、ハルデンベルグ農政改革への参加とのちのそれからの訣別を考ふるに当たつてきわめて重要な意味を持つものといわれている。右の諸説に対し、わが国では岩片磯雄教授が „経営規模” の概念規定の検討を通じて、ヤングのエピゴーネンとしてのテアでは、前者の資本規模的把握が顕微鏡化されて土地と資本 (または能力) との二元 (三元) 論的規模論に変形されていることを指摘されることにより、問題を一步進められたのであつた。⁴⁾ わ

1) Goltz, a. a. O. S. 39, S. 62.

2) Cronbach, E., *Das landwirtschaftliche Betriebsproblem in der deutschen Nationalökonomie*. Wien, 1907. S. 123.

Frauendorfer, a. a. O. S. 219-220.

3) Kramer, M., *Die Bedeutung von Albrecht Thaer für die damalige und die heutige Landwirtschaft*, *Berichte über Landwirtschaft*, Bd. 30, 1952. S. 132-141.

4) 岩片磯雄, 農業経営規模論におけるヤングとテア。東畑新一博士記念論文集, 経済発展と農業問題。

7) スミス, 国富論。大内訳, 岩波文庫版, 第2分冊, 242頁参照。

8) *Zit. im Friedrich List, Werke*, Bd. V, Berlin, 1928. S. 441.

れわれもこの視点からいまい一度テアの規模論を検討し、その理論的特質を明らかにしてみよう。

まず „——入門“ では経済的見地から大経営論が展開される(フリードリッヒ公爵、ミュラー等の政治上、道徳上からの大経営論の規定とはまったく性格を異にすることに注意)が、^(註)それは農場面積(特に耕地面積)で把えられている。これに対し、„——原理“ では微妙な修正がなされる。„大経営と小経営との利点に関する論争は一定の地域性を除いてはまったく決着をつけることはできない。おのおのは一般的にそれ固有のものを持つている——それを私は „英国農業入門“ 第2巻第2篇91頁以下で簡単に対置してみた。私はしかし最近の考えでは私が一般に大経営の外見にあまりに大きな重点を置いていたのであつた。”(Grundsätze, Bd. I, § 132)として引き続き小経営の勤勉性、土地の集約的利用、ヨリ大なる純収益の可能性について説明する。クロンバッハによれば、テアのここでの説明の仕方はカメラリストの Justi, Sonnefelds, (小経営論者)のそれと字句上の一致をさえずといわれている。

(註) Müller, A. H., *Agronomische Briefe, Ausgewählte Abhandlungen*, herausgegeben von Jakob Baxa, Jena, 1921.
Friedrich zu Schlesswig-Holstein-Beck, a. a. O. S. 250.

なお、経営規模論の国家的、道徳的観点からの判断については——„こうした顧慮は農業者の注意を引くよりむしろ哲学者政治家の注意を引いている。また実践よりも思索のための対象である。なぜなら地主借地人のいずれも自分自らの利益以外によつて導かれる運動法則を持たずまた誰一人として単に國家の最善のため農場を貸し出し借り入れたりする者はいないからだ。それゆえこの対象に関するあらゆる論議は強実的目的にとつて無益である。”——Schweitzer, A. G., *Darstellung der Landwirtschaft Grossbritannien*. Leipzig, 1838. S. 65.

なお、Kraus, C., a. a. O. Bd. V, S. 89-91 を参照されたい。

しかしここで注意すべきは、„——入門“ での „小経営“ が Bauer-Wirtschaft を内容としてのことであるのに対し、必ずしもそうではなく、彼によれば小経営に対する諸々の非難は、„ある地方のまったく他の原因からくる哀れな Bauer-Wirtschaft の考えからのみ生ずるもの“として、豊かな **kleine Erbpächter** をもつて „小経営“ 論の基礎としていることである。そうした内容上の変化を持ちながら、右の規模論では

以前の規模概念が大経営の外殻、つまり面積規定に重点を置きすぎていた点に疑問をいだき始めたものと解されよう。それゆえ „小経営“ でも秀れた経営能力と釣り合いのとれた Vermögen の見出せるところでは、大農場にまさることしばしばであると反省しているのである。けれども „——原理“ ではそれ以上に規模論は展開されておらず、むしろその内容からは一見小経営論への転向とも見えるにもかかわらず „——入門“ での見地が踏襲されたものと考えられる。そして、このことは彼の価値論で土地自体も一つの生産力として価値を生み出すと規定する認識からして、労働=資本と同じく土地もまた生産のポテンツと考えられるであろうこと、理論的にも当然のことではある。

ところが、„——概論“ で次のようにいわれるとき規模論での彼の考えが大きく深化されてきたことを感じざるをえない。„小農場は経営者だけであるいはそのゲジンデとともに同時に労働するにすぎぬところのものを称し、中農場はそこでは経営者はただ配分を振るい監督するだけで、それに伴う行為で十分であるところのものを、大農場はそこでは経営者の指揮下に数多くの監督人が必要であるところのものを称する。その他の規定——その最たるは面積の大小による規定——では十分でない。”(Leitfaden, § 150) „資本なくしてはいかなる産業も経営されることはできないのであり、経営規模の大小は資本の大小に依存する”(Leitfaden, § 39) そして右の立論が彼の価値論における生産力能としての土地自体への価値の帰属を否定し、労働=価値としての論理の一貫に対応したものであることも、また明らかであろう。

こうして „——原理“ で、理論的には大経営が当然優越すべきなのに、現実における „大経営“ = Gutswirtschaft の劣悪な大経営を顧みるとき、そうした封建的粗放大経営に対して新興の農民の中小経営による集約な経営こそが理論の現実的背景として取り上げられねばならなかつたその間の事情を反映しながら、他方その土地面積による規模規定を疑いつつ „小経営“ 論に一時的に傾斜したにもかかわらず、„——概論“ では資本規模としての統一により再び当初の大経営論を保持しているのである (Leitfaden, § 23, § 24, § 25 u. s. w.).

彼のこうした規模論はコッペに受け継がれている。彼によれば一國の農業が大・小いずれの経営によつて営まらるべきかという重大な論争点に関しては深くは追求しないけれども、そこでもつとも注意すべきは、„一つの農場が大農場に属するか、小農場に属するか

はその広さに依るよりも、むしろそれを所有するに必要な資本によることである。二千、三千モルゲンの農場といえども数百モルゲンの農場よりも少い値打ちの場合も存する。⁵⁾ という点であるとしているのである。ドイツにおける規模論の展開をめぐって注目すべき事実は、テアにせよコッペにせよ農業の実際に明るい農学者の場合と違つて、国民経済学者の規模論の多くが面積規模として把握されているということである。テアの経済学の師クラウス、ミュラー、またチューネンやリスト等において然りである。

テアはまた „小経営“ に対する認識も、例えば „—入門“ での大経営論にもかかわらず、彼はそこに „ひとつの例外“ (太字原文) を見て、集約な舎飼式酪農のフランダースの小経営農業を白らの大経営論からの例外現象と考え、それを一方では民富の集中的投下の結果としての繁栄だとしながらも、他方では小耕作の到達せる可能的最高の特例的段階としてその要因を地理的特性に帰因せしめた。これに対して „—概論“ では、そうした „小経営“ は例外現象としてではなく、資本規模として „大経営“ を越えることしばしばであるとして、 „自ら労働する小所有者の所有せねばならない資本の総額は、同じ園場と同じ生産のばあい大経営に要するその資本をしばしば超過している。そのため土地所有がきわめて分散している一園はそれが大量に集積されている国よりもはなはだしくヨリ富裕である。“ (Leitfaden, §36) と認識されるに到つている。

ところでテアの規模論で特に注意させられるのは、土地規模から資本規模への一元的統一により大経営優越の単なる可能性としてのそれから、必然性としてのそれに深化されたとはいえ、彼が規模論自体の把握において次のようにいうとき、それをもつて何と解すべきであろうか、すでに触れたように „—入門“ では „小経営“ のフランダース農業を „ひとつの例外“ と捉えるが、 „—原理“ では „……大経営と小経営の利点に関する論争は一定の地域性を除いてはまったく決着をつけることはできない。“ と結論した。この点で前者の二者択一的大経営論から Sowohl-als-auch 的のそれに変わったようにも思われよう。そして、同様な態度は „—概論“ で次のようにいわれるとき、まったく相共通する。 „国富のためどれが〔大・中・小経営のうち〕最有益なるか—という疑問は、一般的にはなくただ農業を営む階級への資本の配分と—国の人口とによつて答えられる。さて、あらゆる国で

農業に投下された資本の配分はきわめて不当であるので、様々の大きさの農場がそれぞれ最善のものとして存している。そして土地の占有はこの配分と人口ともつとも適当せる程度で併合されるであろう。“ (Leitfaden, § 150)。

上の三つの引例で特徴づけうることは、まずは規模概念の修正に伴つて、初め例外現象と捉えられた „小経営“ の認識が地理的特性に帰因され、のちには大・中・小経営のどれが有利なるかは、農業への資本の配分と人口とに判定基準が置かるべきで一義的には答えられないとする彼の態度である。つまり理論構造上、資本規模としての把握により一見大経営優越論が蓋然性としての構造から必然性としての構造に深められたごとくであるにもかかわらず、それは個別経営の競争を通じて大経営が必然に優越せざるを得ないものとする運動論としての認識をまったく欠如していることである。そして、この点彼の価値認識にかかわる態度であつて静態論的構造を取れるものと解されるべきであろう。

第7章 輪裁農法論

輪裁式経営はしばしば英国方式 *englisches System* ともいわれ、テアは „ドイツでの英国方式の父“ と称され、ドイツ農業革命の主要内容をなす。けれども、新しい方式の導入に際しての、現実における混乱の主要原因の一つは、ミュラーも指摘するように、¹⁾ それが単なる作付方式または休閑作物の導入とのみ解されてその農法としての体系のなかで捉えられなかつたということである。これは輪裁式に関する理論的把握に際して往々にしておかれた誤謬でもあつたことは、テア自ら右の点を強調して August Karbe および Friedrich zu Schleswig-Holstein-Beck によるその理解の一面性を批判せるところにも知られよう (Grundsätze, Bd. I, § 368).²⁾

ところで、テアによる輪裁農法の主張に対しては、学史研究上チューネンのいわゆる „相対的有利性“ 論にしばしば対比されて、輪裁式の絶対的有利性を説けるものと評価されるのを常とする。けれども最近ではそうした形式論的評価と違つて彼の輪裁農法論についてのヨリ突込んだ研究が進められている。この点で、彼自ら述べるように、自分の考えが一般には一面的にのみ解され実行されている事実を認めるところ

1) Müller, A. H., Elemente, 3. Theil, 1809. S. 18.

2) テアの唱導する輪裁農法の内容に関しては岩片磯雄, 農業経営学, 1954, 241頁以下参照。

5) Koppe, J. N., a. a. O. S. 10.

であつて、初期の „—入門“ 等々の著述がそれへの若干の誘因を与えるものであることを告白している。そして „—原理“ とはより高度の経営に進むときの一つの要綱と受け取られることを望んでいる (Grundsätze, Bd. I, S. V-VI)。彼の唱導する輪栽農法により三圃式経営から転換せる多くの者が大なる損失を受けたという事実については、それをチューネンが „いわゆる合理的農業経営に対する恐怖“ と表現するところからも推定されよう。

けれども „—原理“ 以後テアは意識的に新方式導入の諸条件に関する検討を十分に行つてゐる。例えば „輪栽式経営が絶対的な理想的にもつとも完全な方式であるということから、それがあらゆる場合に相対的に最善であるとはならない、間違ひはここにある。しかしそれは私の責任ではない。なぜなら私は場所的・時間的および人格的諸関係によつてその導入が妨げられるということをししばしば決定的に述べてきたからであり、そしてその誤解と急性に事を進めることに対して常に警告してきたからである。これらすべての論及は各人が最も完全なものに近づかねばならぬところの方途と諸条件に関して指示したものである“ (Leitfaden, §249)。

にもかかわらず、なぜにテアの主張が絶対論的であると看されるかその原因について、フラウエンドフェルは輪栽式に関する論争に際し、彼がその個人的表現あるいは雑誌等において極めて急進的、狂信的に新方式を弁護したという事情に言及している。もちろん同教授のいうような当時の事情を存したには違ひない。けれども、われわれが第2章で見た彼の立論のそもその組み立て方を顧慮するとき、従来いわれてきた絶対的、等々の理解とは異なつた意味において、ザイン的認識に基づかざる一つの規範学的理論として、それゆゑ観念論的、一面的な理論構造とならざるをえないこともまた当然であるとされねばならない。すなわちテアの合理的農業論の基礎的前提を与えるのは、彼の新しく始めた小農場での実験的農業であり、豊富な資本——それは農業で本来的に蓄積されたものではなく、医者として貯えられたもの——の投下により、在来農法とはまつたく異なる科学的農業のモデル農場を作り上げたのであつた。こうした特殊条件の農場での „合理的“ 経営が、その一般性において妥当と普及性をもちうるためには、その農場を支えた個々の諸条件が他の一般の農場でも適用可能であることが必要ではあろう。しかるにテアの場合そうした反省は明らかでなかつた。ここに理論的にもシュベルツが現

われざるをえない必然性を見ることができよう。

以上の意味で、テアの „—入門“ 以降に現われるドイツにおける一連の英国農業論³⁾を知る時、 „合理的農業“ 論の理論的缺陷が如実に示されているものと考えられるのである。これらの諸著書で特に問題とされる点は、英国農業の殊に輪栽式経営と舎飼方式との結合に関する理解についてである。テアは舎飼方式を強調しつつも舎飼の輪栽式との結合を必ずしも一義的にのみ説くものではなかつたのではあるが、しかし Weckherlin が指摘するように、一般にはしばしばそれを唯一無二の正しき形態と受け取られたのであつて、集約な舎飼式に近づくためのその方途についてはあまり考えなかつたといわれている。⁴⁾

カルベとフリードリッヒ公爵との主要な相違もまたここにあり、前者が輪栽式経営によつて将来その結果として到達すべき方式と把握するのに対して、後者は飼料作とそれに基づく舎飼式をこの農法の必須の礎柱と考えるのであつた⁵⁾

右に対してベックヘルリンはあい、十九世紀初頭の農法論争から半世紀の歳月を経て、輪栽農法のドイツでの定着について反省した結果、テアの農法論は次のように批判されている。 „以前のテアの著述はそれ自身としては秀れているが今日にとつてはもはや十分ではない。それはテアが輪栽農法をもつて単なる作目交替と解されることを拒否するにもかかわらず、現実にはそうしたものと受け取られ、その結果飼料作の不作と舎飼式の破滅をまねいている。それゆゑ、なるほど舎飼式輪栽経営は土地から可能的最高の収益をもたらすものではあつても、それへの移行方法が明らかにされねば危険である、として、英国農業と

3) Karbe, August, Die in der Mark Brandenburg und anderen deutschen Provinzen mögliche und nützliche Einführung der englischen Wechsel-Wirtschaft, 2. Aufl. 1805.

Friedrich zu Schlesswig-Holstein-Beck, a. a. O.

Weckherlin, A. von, Ueber Englische Landwirthschaftliche Verhältnisse insbesondere Deutschlands, 3. vermehrte Aufl. Stuttgart u. Thübingen, 1852.

Haltstein, Eduart, Fortschritte in der englischen und schottischen Landwirthschaft. Vom englischen und schottischen Düngewesen, Bonn, 1853.

4) Weckherlin, a. a. O. S. 18-19.

5) Friedrich zu Schlesswig-Holstein-Beck, a. a. O. S. 3, 9-11.

対比しながら次ぎのように反省している。„英国の経営様式を考察し、それとわが国の完成せる農業との比較に際しての顕著な性格の相違は次に示される。英国人は転換点にきた従来の粗放な農業経営からは——けつして労働力に不足はせずとも——合理的、集約な放牧経営に、しかるにドイツ人は大多数が夏期舎飼を目標として前提するところの経営に移行すべく努力する。

一見して自明なように前者の移行はヨリ簡単にして自然の理にかなうものであるが、後者は作爲的である。〃と。〃このように見てくるとき、われわれはテアアの„合理的農業“論の持つ本源的缺陷を、現実における運動のなかで明らかに認知しうるであらう。

6) Weckherlin, a. a. O. S. XIV, S. 36.

Zusammenfassung

Von dem Standpunkte zu begreifen das Wesen von der sogenannten Rationalisierung der Landwirtschaft, versucht diese Arbeit zu aufklären die Gleichartigkeit und die Verschiedenheit der beiden deutschen klassischen Theorien — Albrecht D. Thaer'schen „rationellen Landwirtschaft“ und Johann H. v. Thünen'schen „konsequenten Landwirtschaft“.

In Bezug auf der Thaer'schen Theorien zuerst erforschen wurden das Kriterium der Rationalität, der Begriff des Kapitals, besonders des Grundkapitals, und der Träger der rationellen Landwirtschaft. Thaer erklärte den reinen Ertrag (Reinertrag) oder den Gewinn (reinen Gewinn) als Kriterium der Rationalität. Und diese wurden üblich interpretierten als die gemengte Kategorie des Profits und der Renten, oder hauptsächlich als die Rente. Aber diese Kategorie ist der Profit im eigentlichen Sinne bei Thaer.

Wenn das Kapital, worauf der Profit gehört, wurde geteilt im stehenden Kapital (Inventar), umlaufenden (od. Betriebs-) Kapital und Grund- (od. Material-) Kapital ein, so werfet das Grundkapital und Inventar nur den Zinsen ab, aber der eigentlichen Profit (od. „reiner Gewinn“) gehört zum Betriebskapitale, welches Gehalt ist hauptsächlich der Fond des Arbeitslohnes. Es scheint zu werden verstanden bei Thaer, dass der Grund und Boden ist das „Vermögen“, nicht das Kapital. Der Grund und Boden an sich werfet ein Rente ab nach der Differenz der Fruchtbarkeit. Also Thaer sagte, „Wenn auch die Behauptung, dass die Rente des Bodens wegfallen könne, nicht gegen alle Verhältnisse der bürgerlichen Gesellschaft stritte, so geht ihre Absurdität schon aus der Natur der Sache hervor.“

Wenn die rationellen Landwirtschaft hat den Zweck zu erwerben den maximalen Profit, so sind die konkreten Mittel zu erfolgen die grössere Betriebsgrösse und die Fruchtwechselwirtschaft. Thaer versteht hier die Betriebsgrösse als die Grösse des Kapitals, besonders Betriebskapitals, nicht nur als die Grösse des Landguts, Daher das grössere Landgut musste sein die intensivere Wirtschaft.

Wer ist der Träger solcher Landwirtschaft? Der Gutsherr möchte sein dieser als der Kapitaleigentümer, oder hinsichtlich auf der Anschaffung des Kapitals. Aber er hat ungenügend das Talent der Kapitalsakkumulation infolge seines historischen Charakters. Daher betrachtete Thaer zuerst den Erbpächter als dieser Träger, mit Rücksicht auf den gegensätzlichen Verhältnisse des Profits und der Rente. Aber denn die Wirtschaft des Erbpächters in der Wirklichkeit war sehr unrationell, musste Thaer nehmen schliesslich einen „rationellen Landwirt“ an, wer hat nicht das historischen Dasein.